

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

審査請求代理人 ○○ ○○

処 分 庁 尼崎市長

審査請求人が令和4年6月20日にした、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和4年4月13日付け補装具費支給却下決定に係る審査請求（令和4年度審査請求第2号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 令和3年11月5日、審査請求人は、処分庁に対し、左短下肢装具を申請対象補装具とする補装具費支給申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 審査請求人は、かかりつけ医である兵庫県立障害児者リハビリテーションセンターの△△△医師（以下「△△医師」という。）の作成した令和3年11月19日付けの意見書（以下「本件意見書」という。）を提出した。
本件意見書には、経過として、「内反尖足変形が進行してきたため、立位安定のため、短下肢装具が必要であると思われます。」、効果として「トイレやベッドへの移乗時に左足底を接地して数歩ステップを踏めるようになります。安定して立位をとれステップを踏めることで、介助者も安全に移乗介助を行えます。」との記載があった。
- 3 令和3年12月17日、審査請求人は、兵庫県立身体障害者更生相談所（以下「本件更生相談所」という。）が実施した巡回相談に行き、本件申請にかかる医学的判定に臨んだ。これに対し、本件更生相談所の●●●●医師（以下「判定医」という。）は、「当県に於いては義肢・装具は一度医療で作製し、問題なく使えて日常生活において長期間使って問題がないのを確認してから、更生用装具の支給が可能とするルールに

なっております。」との見解を示した。

- 4 令和3年12月22日、本件更生相談所は、処分庁に対し、「補装具等相談・判定結果について」と題する書面により、本件申請に係る相談・判定結果として、「短下肢装具（両側支柱）が現在の体の状態に合っていて、日常生活に必要なかどうかは、治療用装具として作成して確認する必要があることを説明し」た旨を通知した。
- 5 令和4年4月13日、処分庁は、審査請求人に対して、補装具費支給に係る「却下通知書」（尼障第30859号）を発し、「補装具費支給の要件に該当しないため」との理由により、本件申請を却下した（以下「本件処分」という。）。
- 6 令和4年6月20日、審査請求人は、処分庁に対し、本件処分を不服として、その取り消しを求めて審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人はおおむね次のとおり主張し、本件処分を取り消すとの裁決を求めている。

- (1) 本件申請は、疾病又は負傷の治療目的ではなく、日常生活において使用する目的（更生目的）のために装具が必要であることから、治療用装具ではなく、更生用装具が必要であるとする本件意見書に基づいて行っている。
- (2) しかしながら、本件更生相談所は、更生用補装具を製作する前に自費での装具製作を強いており、かかる取扱いは違法かつ不当である。
また、本件更生相談所は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定めのある判定書を作成することなく判定を行っており、かかる点についても違法かつ不当である。
- (3) 本件更生相談所の違法かつ不当な兵庫県のルールに基づいてなされた本件処分は、違法又は不当であるから、取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁はおおむね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 本件処分は、障害者総合支援法施行規則第65条の8第1項及び第65条の9の規定に基づき、本件更生相談所に意見を聴き、その判定に基づき、処分庁が処分を決定したものであり、適法かつ妥当である。
- (2) 本件更生相談所によれば、本件は「(左)短下肢装具（両側支柱）が現在の体の状態に合っていて、日常生活に必要なかどうかは、治療用装具として作成して確認する必要がある」という判定結果であったため、(左)短下肢装具（両側支柱）を装着し、その装具が実際に体に馴染むまでが治療であると解釈し、「左短下肢装具は、治療用装具の対象に該当する」と判断した。

理 由

1 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）

ア 法第1条は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に掲げている。

イ 法第5条第25項は、この法において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう旨を規定している。

ウ 法第76条第1項は、市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する旨を規定している。

エ 法第76条第3項は、市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる旨を規定している。

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）

ア 省令第6条の20は、法第5条第25項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当することとする旨を規定している。

(ア) 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るよう製されたものであること。

(イ) 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。

(ウ) 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

イ 省令第65条の8第1項は、市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第7項に規定する身体障害者更生相談所の意見を聴くことができる旨を規定している。

- (3) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）

身体障害者福祉法施行令第2条において、身体障害者更生相談所の長は、補装具の処方及び適合判定を行ったときは、当該身体障害者、市町村の設置する福祉事務所の長等から求めに応じて判定書を交付しなければならない旨を規定している。

- (4) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）

身体障害者福祉法施行規則第1条の3において、補装具に係る身体障害者福祉法施行令第2条に規定する判定書の様式を定めており、補装具に係る判定書は、当該様式によるべきものとされている。

(5) 補装具費支給事務取扱指針（以下「取扱指針」という。）の内容

取扱指針は、市町村及び身体障害者更生相談所における補装具支給事務の円滑・適正な運用に資するべく定められ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的助言として位置づけられたものであり、次のとおり内容が規定されている。

ア 補装具費支給の目的について（第1 1(1)）

補装具は、身体障害者の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者に対し、補装具費の支給を行うものとする。

また、市町村は、補装具費の支給に当たり、身体障害者の身体の状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

イ 補装具費支給の要否についての判定依頼について（第2 2(1)①イ）

市町村は、身体障害者から補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、補装具費支給の要否について、身体障害者更生相談所に対し、判定依頼を行う。判定依頼を受けた身体障害者更生相談所は、医学的判定を行い、判定結果を市町村に送付する。

2 補装具費支給の必要性の判断に係る審査基準について

補装具費の支給要件について、法は、市町村が補装具費支給の要否の判断に当たり、検討すべき障害の状態や補装具の必要性の程度について何ら具体的な基準を置いていない（法第76条第1項）。このことに照らすと、法は障害者等に対し補装具費を支給するか否かの判断については、市町村の合理的裁量に委ねているものと解される。

したがって、市町村が行う補装具費の支給要否の決定は、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合や、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる（福岡地裁平成27年2月9日判決（同地裁平成24年（行ウ）第78号））。

そして、仮に、裁量権の範囲の逸脱又は濫用により違法とまではいえない場合であっても、その裁量権の行使が当該処分を基礎とする法や制度の目的に照らして不合理であること、例えば、裁量権の範囲内にある事由に関する処分庁の判断が当該処分の趣旨及び目的に反している場合には、当該裁量権の行使は不当となる。

3 本件処分の適否について

(1) 本件処分に係る判定の事務処理の適法性及び妥当性について

ア 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者更生相談所の意見を聴くことができるとされており（省令第65条の8第1項）、本件更生相談所には専門の嘱託医がいる一方で、処分庁には専門の医師がいないとい

う事情から、処分庁は、かかる規定に基づき、本件更生相談所に意見を聴き、その意見に基づき、本件処分を決定しているものであり、かかる事務処理の進め方という点については妥当である。

イ しかしながら、処分庁が、本件更生相談所から意見を聴く際には、取扱指針第22(1)①イによると、身体障害者福祉法施行規則第1条の3に定める判定書の様式を備えた意見書が必要であるところ、処分庁が本件更生相談所長から送付を受けた文書には、「(左)短下肢装具(両側支柱)が現在の体の状態に合っていて、日常生活に必要なかどうかは、治療用装具として作成して確認する必要があることを説明し」との内容にとどまり、同条に定める判定書の様式を備えたものでないばかりか、医学的判定がなされた形跡も認められない。

また、本件申請に当たって、審査請求人は、かかりつけ医である△△医師の作成した意見書を提出しており、本件意見書には、経過として、「内反尖足変形が進行してきたため、立位安定のため、短下肢装具が必要であると思われます。」、効果として「トイレやベッドへの移乗時に左足底を接地して数歩ステップを踏めるようになります。安定して立位をとれステップを踏めることで、介助者も安全に移乗介助を行えます。」との記載があるものの、かかる点については、処分庁において特段の検討が行われた形跡も認められない。

ウ 処分庁は、専門の医師がいないという事情から、本件更生相談所に対して意見を聴いたにもかかわらず、所定の様式を備える判定書の交付を求めている一方で、かかりつけ医の意見書には特段の考慮をすることなく、(左)短下肢装具(両側支柱)を装着し、その装具が実際に体に馴染むまでが治療であると解釈し、「左短下肢装具は、治療用装具の対象に該当する」と判断しているのであって、このような本件処分に係る事務処理には、その過程において、身体障害者福祉法施行規則に基づく事務処理を行わず、考慮を尽くすべき事情について考慮していないという瑕疵があると言わざるをえない。

(2) 本件処分の理由の適法性及び妥当性について

ア 処分庁は、本件処分の理由として「補装具費支給の要件に該当しないため」と記載しているが、処分の理由については、行政手続法(平成5年法律第88号)第8条第1項において、許認可等を拒否する処分には、当該処分の理由を示すべき旨を規定しており、この理由については、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る観点(同法第1条)から、いかなる要件につき、いかなる理由で要件を満たさないかを了知することが可能な程度の記載が求められるものであるところ、当該記載によっては、審査請求人において、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して却下処分となったのかを了知することは不可能であることから、同項の規定に違反しているものというべきである。

イ また、処分庁は、本件審理の過程で、「装具が実際に体に馴染むまでが治療であると解釈し、左短下肢装具は、治療用装具の対象に該当する」と判断したと主張するが、△△医師作成の本件意見書には立位安定のために装具が必要であり、日常生活における移乗時に使用することにより安全に介助を行える旨の記載があるところであり、このような審査請求人の身体状況に照らせば、処分庁がした前記解釈及び

判断については、その判断の基礎とされた重要な事実に対する評価が明らかに合理性を欠いているというべきであるし、少なくとも判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、妥当性を欠くものと認められる。

- (3) 以上のとおり、本件処分は、考慮すべき事情を十分に考慮しないまま行われたものと言わざるをえず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められることから、裁量権の範囲を逸脱した違法な処分であり、その取消しを免れることはできないものと解するのが相当である。

4 結論

以上のとおり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件審査請求には理由があることから、主文のとおり裁決する。

令和5年12月5日

審査庁 尼崎市長 松本 眞